159自治体を含む3,739名のタバコ対策担当者様、EBTC会員、

　　　　　名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ 3201-3739

　　　産業医科大学　大和より（転送・拡散・紹介歓迎。不要の方は「不要」とお返事ください）

先日、奈良県広陵町の知人から条例ができた、とお知らせがありました。

ネーミングがなんともユーモラスです。

「広陵町たまらん煙（受動喫煙）から健康を守る思いやり条例」

https://www.town.koryo.nara.jp/contents\_detail.php?co=kak&frmId=4592

http://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000004/4592/jourei.pdf

1．小学校・中学校の敷地に隣接する路上が路上喫煙禁止区域に指定されます。

　　学校に隣接する路上は喫煙禁止、10月からは1,000円の過料も。

　　通学路でタバコの臭いがした瞬間にその方向を撮影したデータを再掲します。

　　隣接しない道路についても努力義務があります。

　　　「広陵町内の道路、公園、広場、河川敷他、屋外の公共の用に共する場所において、

　　　　歩行中又は自転車等の乗車中に喫煙をしないよう努めなければならない」

　　自転車喫煙を対象にしている点がユニークですね。

2．町役場、さわやかホール、学校、診療所、児童福祉施設等については、敷地内禁煙です。

　　　　　　　↑保健センターですね。母子保健、高齢者のケアを担当しているようです。

　　法律に、第一種施設に「特定屋外喫煙場所」を作ることは書かれていますが、

　　健康局長通知では「それを設置することを推奨するものではないことに十分留意」と書かれています。

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000483545.pdf

　　当研究室の調査では、主要な159自治体で敷地内禁煙なのは35％です。

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2019/192031/201909021A\_upload/201909021A0005.pdf

　　屋外に喫煙所を残している自治体は、広陵町を見倣って敷地内禁煙を進めて下さい

3．電子たばこを含め、望まない受動喫煙を生じさせないよう努めてください。

　　条文を読むと、加熱式タバコとその受動喫煙も含まれています。

4．町民等や事業者が守るべき責務について定められています。

Macintosh HD:Users:yamato:Library:Containers:com.apple.mail:Data:Library:Mail Downloads:7DDF444E-2518-47CF-B1AF-A3F09D3C9DD0:PastedGraphic-4.pdf

@@@@@@@@

807-8555　福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1　ダイヤルイン：093-691-7473

産業医科大学　産業生態科学研究所　健康開発科学研究室　大和　浩

タバコ対策：http://www.tobacco-control.jp/

無煙ニュース：https://www.mag2.com/m/0001691332

禁煙の教科書：https://workplace-kinen.t-pec.co.jp/

企業の喫煙対策マニュアル：https://workplace-kinen.t-pec.co.jp/list/detail/id=336

肺の寿命の延ばしかた：https://www.jrs.or.jp/uploads/uploads/files/citizen/hainojumyo.pdf